

平成26年 3月31日

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を
ことによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、
次のように行動計画を策定する。

1. 期 間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員 --- 計画期間内1人以上取得すること。

女性職員 --- 計画期間内の取得率を90%以上とすること。

<対策>

平成29年3月31日までに育児休業制度について、職員が理
解し、さらに利用しやすいよう周知を継続して行う。

目標2 小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる
短時間勤務制度の定着化を図る。

<対策>

平成29年3月31日までに育児休業制度（短時間勤務制度）
について、職員が理解し、利用しやすいよう周知を図る。

目標3 年次有給休暇取得日数の促進を図る。

<対策>

平成29年3月31日までに年次有給休暇の計画的付与制度
（職場離脱等）の導入により取得率向上に取り組む。